

令和2年度第1回長久手市指定管理者選定委員会 議事要旨

令和2年7月22日(水)

午前9時30分～午後0時30分

市役所西庁舎3階公民館 研修室

- 委員の過半数により会議が成立していることの確認・挨拶
- 委員の互選による委員長及び委員長職務代理者の決定
 - ※欠席委員については、委任状により委員長及び職務代理者の決定について事務局に一任
- 要綱第6条第4項に基づく委員以外の者からの意見聴取は必要ないことを確認
- 委員会が非公開であることについての確認
- 選定の流れについて説明(行政課)

●長久手市児童発達支援センターの指定管理

指定管理期間：令和3年10月1日から令和8年3月31日まで(4年6か月)

(子ども家庭課入室 概要説明)

【担当課質疑】

委員：児童発達支援センターに配置が義務づけられている専門職の確保や常勤雇用は指定管理者による運営でなければならないのか。また、申請者がすでに児童福祉事業に携わっている事業者であるのか確認したい。

担当課：児童発達支援管理責任者は、子どもの成長に合わせた個別支援計画の作成などをする役割があり、相談支援業務に5年以上従事し、一定の実務経験を踏まえた上で、相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者等研修を受講し、さらに2年間実務経験を経た上で、サービス管理責任者等実践研修を受講する必要がある。直営でこのような専門職に従事させることは現実的ではないため、指定管理者による運営とした。申請者が児童福祉事業に携わっているかどうかについては、学校法人滝の坊学園は昭和42年設立、幼稚園において障がい児の受入実績、別法人で放課後等デイサービス事業所の運営実績がある。申請者Aは平成11年設立、放課後等デイサービス事業のほか、障がい者、高齢者向けのサービスを幅広く実施している。申請者Bは平成27年設立、放課後等デイサービス事業所を1か所実施している。

委員：放課後等デイサービス事業は児童福祉事業に含まれるのか。

担当課：含まれるため、申請者3者とも児童福祉事業に携わっている。

委員：指定管理料の上限額を4,000万円と設定しているが、3者中1者が減額して申請している。実際に運営する際も申請書どおりになるのか。

担当課：審査後に詳細を決定していくため、修正はありえる。

委員：書類に不備がみられる申請者がいるが、こういった書類を受理してよいのか。

担当課及び事務局：確認できていないので、詳細は申請者に対して質問していただきたい。

委員：児童発達支援センターの位置づけを確認したい。児童発達支援センターは誰でも利用できるものではなく、相談支援専門員へ相談し、通所受給者証が発行された上で初めて利用できる施設であると思うが、勘違いしている申請者がいるように感じる。指定管理者が行う業務としては、児童発達支援センターに通う障がい児及び障がい児の保護者の支援と、保育所等に通う障がい児に対して訪問支援員を派遣する支援の大きく2つであり、地域の一般的な相談に乗ることではないと考えてよいのか。

担当課：ご指摘のとおりである。指定管理者の主な業務は、就学前の障がい児に対する支援や保育所等への訪問支援である。出生から就労に至るまでの途切れのない支援については、直営の（仮称）発達支援室で対応し、行政で責任をもって全体を管理していく。

担当課：2年程前から長久手市の療育支援体制の全体の流れをつくっており、この中で児童発達支援センター、（仮称）発達支援室、学校、保育園等の位置づけをしている。

委員：仕様書には、看護師や栄養士の配置が記載されているが、言語聴覚士、理学療法士、臨床心理士は配置する必要はないのか。

担当課：国の基準においては配置は義務づけられていない。現状では、理学療法を受けている子どもに関しては、主治医の元で機能訓練を行っている。臨床心理士は、（仮称）発達支援室に配置する予定である。

委員：給食は市が指定する給食調理事業者へ委託により実施するとのことだが、メニューを独自に作ることはないのか。

担当課：同じ敷地内に建設される上郷保育園と調理室は兼用であるため、基本的にメニューは同じになるが、児童発達支援センターに配置する栄養士の指示により対応する。

委員：複合的な施設であるが、防火責任者等の選任はどうか。また、共同で避難訓練を実施する考えはあるのか。

担当課：児童発達支援センター及び上郷保育園は防火責任者を選任予定である。ただし、児童館と児童発達支援センターは同じ建物であるため、児童館への防火責任者の設置は今後の検討課題である。また、共同での避難訓練についても具体的な計画はできていないため、今後の検討課題である。

委員：指定管理者に求めるものとして、具体的に重視するポイントは何か。

担当課：本市は児童福祉事業が遅れており、今回新規の児童福祉事業を行うにあたり、責任をもった経営をしていただきたいため、財政基盤がしっかりしていること、利用者数が徐々に増えていくと考えると法人として十分な体力をもっていることを重視する。

委員：市内に対象となる児童はどのくらいいるのか。

担当課：児童発達支援センターの利用にあたっては通所受給者証が必要になるが、令和2年4月1日時点で、通所受給者証を持っている就学前の子どもは76人である。

委員：定員は30人であるため、約半数が利用できるということか。

担当課：必ずしも市内の全ての子どもが利用するとは限らない。また、1日あたりの定員が30人であり、週2、3日のみ利用する子どももいるため妥当な定員と考える。また、施設としては40人程度運用できるスペックではある。

委員：すぎのこ教室はなくなるのか。児童発達支援センターとすぎのこ教室との関係はどのようなか。

担当課：すぎのこ教室は40年程前に市が独自の施策として親子通園を始めた。また、児童発達支援センターの整備が遅れていたため、すぎのこ教室に児童発達支援センターの機能を一部もたせて運用していた。ただし、親子通園ということや、児童発達支援センターの目指すインクルーシブ教育といった観点からは少しずつ来てきたため、今回設置する児童発達支援センターに役割を移していく。障がい児や障がい児の家族を支える仕組みづくりは、療育支援体制の中で今後しっかり計画していきたい。

委員長：指定管理者が行う業務として、設備及び物品の軽微な修繕を含むとあるが、軽微な修繕とはどの程度のものなのか。

担当課：金額としては5万円が基準である。

(申請者 学校法人滝の坊学園 入室 抱負・アピール)

【申請者質疑】

委員：私立学校法に基づく学校法人であるが、名簿に評議員の名前が載っていない。評議員13人はどのような方々なのか。

申請者：学識経験者、卒園児、職員、地域の方々などである。

委員：学校のOBがメインなのか。

申請者：大学の先生などもおり、学校のOBがメインではない。

委員：通常評議員も役員であるが、提出書類に名簿を添付しなかった理由は何か。

申請者：学校法人の場合、理事が主な役員であるため評議員名簿をつけなかった。意図的ではない。

委員：児童発達支援センターを具体的にどのように運営していく考えなのか。

申請者：現在保育所を4園運営しているが、3歳から施設に通い始める子どもたちの乳幼児期が見えないことが課題であり、乳幼児期からつながる保育の重要性を感じている。幼稚園でも認可外保育園として2歳児の対応をしているが、子どもの発達に早期に対応することが重要だと考える。

委員：人員配置計画書では、指導保育士4人が週1日勤務と記載されているが、経験者を従事させる予定か。

申請者：幼稚園で乳幼児の保護者の指導や相談を受けている保育士が中心になり、週1回、3時間従事する想定である。

委員：看護師が週3日の勤務であるが、どのような運営を想定しているのか。

申請者：子どもの障がいによっては1人で対応できない場合もある。三好桃山幼稚園では看護師が3人いるが、それでも対応できない場合は保護者に来てもらっている。具体的な運営は、開所してから考えていく必要がある。

委員：看護師は三好桃山幼稚園との掛け持ちではなく、新たに採用するのか。

申請者：新たに採用する。

委員：人員配置について、学校法人滝の坊学園の他の部門で勤務している人を児童発達支援センターに異動させるわけではないのか。

申請者：人員は新たに募集する。今年4月に開所した施設では、本来36人の募集であったが60人集めることができた。必要な人材には直接声をかけていく。

委員：今後の準備期間の中で、一定の専門性のある職員を確保することは可能な

のか。

申請者：可能である。園長の口コミや推薦等もある程度いただける予定であり、また交流もある。こちらから声をかけたい人も何人かいる。

委員：これまでの実績の中で、理学療法士や言語聴覚士を配置せず保育士で対応してきたとのことだが、具体的にどのように対応してきたのか。

申請者：みよし市の場合、子ども発達センターに相談し、理学療法士や言語聴覚士と半日一緒に過ごしながらか、具体的な指導をいただいている。また、子どもが利用している施設に、直接対応方法などを質問している。保育士が専門外のことで分からないことは保護者を通して聞くようにしている。

(申請者一時退出)

委員長：改めて子ども家庭課へ質問があればどうぞ。

委員：なし

(採点)

(申請者A 入室 抱負・アピール)

【申請者質疑】

委員：センター長は現在東京在住であるが、今後は長久手市に移るのか。

申請者：もともと名古屋市民で長久手市内の小中学校で教員をしていたため、ベースは愛知県である。世田谷区の発達障害相談センターを受注した社会福祉法人で約3年間勤め、今年度は東京都の特別支援教室巡回相談心理士を1年契約で勤めている。今回指定管理者に指定された場合は、専任として長久手市に移るつもりである。

委員：人員体制について、実施体制等に保育士と児童指導員を区別して記載しているが、仕事内容に違いがあるのか。

申請者：仕事内容は変わらない。保育士免許や教員免許などの資格の違いのみである。

委員：雇用予定の児童指導員は教員免許をもっている想定か。

申請者：4年制大学を卒業した保育士等が介護福祉士、社会福祉士、心理士の資格をとる想定をしている。必ずしも全ての児童指導員が教員免許をもっているとは限らない。

委員：栄養士が週1日で5時間の勤務となっているが、仕事内容はどのように考えているか。

申請者：給食は業者に委託するため、子どもの状況に応じて指導員と相談、保護者と面談等しながら献立を考えていく想定である。

委員：利用料等収入内訳について、毎年度、障害児通所支援給付費が増加していく見込みであるが、どう考えているか。また、指定管理料をあえて低く見積もったのはなぜか。

申請者：長久手市の現状の対象児童数から推測し、当初は10人で想定した。また、給付費の枠の中で計画を立て、できるだけ自力で運営していくことができるスタイルにしたい。市民に信頼される児童発達支援センターとなるのが第一だと考える。指定管理料については、まず、人件費、研修費に投下していきたい。

委員：徐々に利用する子どもを増やしていくという話であると思うが、市の要望とあっているか疑問であったため確認した。

委員：法人全体の安定運営の観点で質問したい。取締役が2人おり、たくさんの事業所をもっているが、法人の中核はどういったメンバーで運営しているのか。

申請者：法人事務局は名古屋市千種区にあり、経理、総務等を行っている。役員会とは別組織として、運営面でマネージャーを4人配置し、事務長を含め5人で運営会議を月1回実施し、30近くの事業所の運営方針を決定している。

委員：高齢者部門、障がい者部門といった各事業所に責任者を配置しているのか。

申請者：各事業所に管理者を配置している。

委員：補助金をもらっていないとのことだが、営業損失があり、雑収入で最終利益をつくっている。安定的な経営といえるのか。雑収入の内容はどのようなか。

申請者：雑収入は、職員の給食費、保険の解約収入等である。

委員：去年は赤字が目立つが、問題ないか。

申請者：雑収入も1つの収入と考えて、株式会社として計画的な積み立て、経営をしている。

(申請者一時退出)

委員長：改めて子ども家庭課へ質問があればどうぞ。

委員：なし

(採点)

(申請者B 入室 抱負・アピール)

【申請者質疑】

委員：人員配置について、正規職員20人の配置はかなり豊かであると思うが、給料が40代でも21万円程度となっている。中途採用の給与はどのように考えているのか。

申請者：当社の実績で記載した。経験や資格で変動はあると思うため、参考としてみていただきたい。人が集まらなければ多少上げていくことも考えていきたい。

委員：事務所運営費をかなり多く計上しているが、内訳はどのようなか。

申請者：外注費（嘱託医）、通信費、郵送料、消耗品費、備品費、支払手数料、保険料、租税公課、旅費交通費、研修費、福利厚生費、渉外費、支払報酬、広告宣伝費、新聞図書費、食材費、燃料費、印刷製本費、減価償却費、支払利息、雑費である。

委員：新聞図書費を多く見積もっているが、内容はどのようなか。

申請者：啓発活動の図書費、利用者用の教材、職員用の図書費、新聞等を含んでいる。実際ここまではかからない想定である。

委員：自主事業委託費とは具体的に何か。

申請者：自主事業として、福祉に関する啓発活動を行う予定であり、その際の会場費や専門家の先生への謝金、運営するスタッフへの給料である。

委員：年間収支計画（損益）について、令和4年度から障害児通所給付費収入が約8,700万円とあるが、何人の受け入れを想定しているのか。

申請者：市の通所受給者証の発行枚数の56%を想定し、基本的に30人、2年以降は29人で計算した。

委員：繰越欠損金をみると経営面は問題ないのか。

申請者：資金調達の面は問題ない。今期においても収入見込みがあるため問題ない。

委員：書類に不備がみられるが問題ないか。

申請者：早急に対応する。

委員：申請理由として、代表者がこの地域に対して親しみがあるとのことであったが、法人全体の経営戦略としてはどう考えているのか。

申請者：経営的な視点で、学生の卒業式向けレンタル袴事業に関しては、保育士の採用を行っている時期に、保育士とパイプのある大学でレンタル袴事業を行うこと

で採用につなげることができた。建設事業に関しては、老朽化した建物を他よりも安価で早く対応することを強みに事業展開した。今回に関しては、愛知県の地域医療、福祉を強くアピールしていきたい思いがあり、また今後弊社としても強化していきたい部門であったため応募した。

(申請者一時退出)

委員長：改めて子ども家庭課へ質問があればどうぞ。

委員：なし

(採点)

(採点・集計結果の報告・指定管理者候補者の決定)

「学校法人滝の坊学園」 84.07点／100点。

「申請者A」 72.16点／100点。

「申請者B」 58.76点／100点。

指定管理者候補者として「学校法人滝の坊学園」を決定。

(解散)